川口市都市公園自動販売機設置事業者募集要項

川口市都市公園に設置する飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置事業者の募集に参加される方は、本募集要項及び仕様書をよくご確認いただき、内容を御承知の上、お申し込みください。

１　目的

市有財産の有効活用を図りながら、市民サービスの向上と災害時における被災者等への緊急飲料水の確保を目的とする。

２　設置募集公園

川口市都市公園（５公園・各公園最大１台）

公園番号	公園名	所在地
1	芝児童交通公園	川口市芝下 1 丁目 11 番
2	前田西公園	川口市南鳩ヶ谷 5 丁目 27 番 1
3	石神さくら公園	川口市大字石神 1081-11
4	里第６公園	川口市大字里 923
5	町谷公園	川口市桜町 5 丁目 2 地内

３　応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人の事業者であること。

（１）市税（市県民税、法人市民税、固定資産税(都市計画税を含む)、事業所税、軽自動車税、国民健康保険税、水道料金及び下水道使用料）について、直近５年分に未納がないこと。

（２）地方自治法施行令第１６７条の４の規定により、本市における入札参加を制限された者でないこと。

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第２条第２項に掲げる暴力団（以下「暴力団」という。）及びそれらの利益となる活動を行う民間事業者等でないこと。

（４）暴力団又は川口市暴力団排除条例第２条（平成 24 年条例第 52 号）に掲げる暴力団員等若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない統制下にある民間事業者等でないこと。

（５）会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしていないこと。

（６）自動販売機の設置業務において、管理・運営する３年以上の実績を有していること。

（７）埼玉県内に本店、支店又は営業所等を有する法人又は市内に住所及び店舗を有する個人で、自動販売機の故障、苦情等の緊急時に速やかに対応できる者であること。

４　設置許可

（１）公園内施設設置許可、公園内施設管理許可

自動販売機は、都市公園法（昭和３１年法律第７９号）及び川口市都市公園条例（昭和５３年条例第４５号）に基づき、公園管理者以外の者が設ける公園施設及び設置業者が設置・管理するものとして、川口市が許可します。

（２）許可期間

令和９年４月１日～令和１２年３月３１日（３年間）

５　申込手続

（１）提案書等の提出

以下の提出書類を公園課に持参にて提出すること。

①自動販売機設置に関する提案書・・様式１号

②設置機のカタログ（販売品目、外形寸法等がわかるもの）・・任意形式

③会社概要（管理・企業実績が記載されているもの）・・任意形式

④川口市の公共施設への設置実績が証明できるもの・・任意形式（例：許可書の写し等）

⑤川口市での市関係事業への協力実績が証明できるもの（後援協力のわかるパンフレット等）・・任意形式

⑥市税等納付・納入状況調査同意書・・様式２号

※①について、各公園それぞれの提出とする。

※②～⑥について、各社１部の提出とする。

※設置実績について、市と提案事業者が直接契約した実績に限る。

（下請け等による実績は不可）

（２）提出期間

令和８年１１月２０日（金）～令和８年１１月２７日（金）午後４時３０分まで

（３）提出方法

提出期間内に、提出に必要な書類を川口市建設部公園課へ直接持参すること。なお、提出書類の返却はいたしません。

（４）提出場所及び問い合わせ先

川口市役所建設部公園課管理係

〒334-8601　川口市青木２－１－１　第一本庁舎３階

E-mail　120.07000@city.kawaguchi.saitama.jp

電話　048-242-6337　FAX　048-258-5702

時間　平日の午前９時から午後４時３０分まで

６　設置予定事業者の決定方法

提出された提案書等の審査を行い、内容点及び還元点の合計点数の最も高い事業者を決定とする。合計点数が同点の場合は、還元率の高い事業者を設置事業者とする。

また、応募が１社であっても審査を行う。

〔具体的選定方法〕

応募者は、２「設置募集公園」の公園番号ごとに応募する。設置予定事業者は、各公園それぞれ合計点数の最も高い者とする。

合計点数の算定方法　　合計点数＝内容点＋還元点

（１）評価項目及び評価点

評価項目		評価の視点	点数
内容点	販売内容	販売商品の多様性、販売価格等	15
	自動販売機機能	省エネルギー機能、災害時に飲料提供が可能な防災対策、防犯カメラなどの付加機能等	15
	清掃管理	ごみの回収や周辺清掃への取り組み	10
	問合せ対応	トラブルや苦情、問い合わせなどの対応	10
	実績点	市施設への設置実績、市事業への協力	10
還元点	提案還元率	提案還元率に基づき算定	40
合計点数			100

○内容点の評価項目

・販売内容

商品の多様性：豊富な種類が提供できる自動販売機の設置であるか。

（セレクション数はいくつか）

販売価格：販売価格平均はいくらか。

品目の内容：他社とは異なる商品や季節にあわせた商品など、魅力的な品揃えが提供できるか。

・自動販売機機能

省エネルギー機能：ピークカット機能など省エネルギーにより、年間消費電力を極力抑えた自動販売機であるか。

防災対策機能：防災対策機能が充実し、利用しやすい機能であるか。

付加機能等：その他の付加機能を有し、住民サービスの向上になる機能であるか。

・清掃管理

ごみの回収頻度

（１）ごみの回収は週何回か

（２）定期回収のほか、回収の要請があった場合の対応はできるか。

周辺清掃：自動販売機周辺の清掃の取り組みはどのようにするのか。

・問合せ対応

連絡先の表示：トラブルや苦情、問合せ等の際の連絡先がわかりやすく表示されるか

トラブル等の対応：トラブルや苦情、問合せ等の際、迅速な対応が取れる体制が整備されているか

・実績

設置実績：市施設への設置実績が何年あるか

事業協力：過去１年間で市関係事業へ事業協力は行っているか

○還元点の評価項目

提案する還元率の数値に応じて評価する

還元率＝自動販売機に係る売上合計額（消費税及び地方消費税相当額含む）に乗じる率（小数点第１位までを記載）

〈売上金還元について〉

売上金における還元は、各公園それぞれの自動販売機に係る売上合計額（消費税及び地方消費税相当額含む）に還元率を乗じた額とし、毎月末締めで川口市の指定する期日までに全額納付するものとする。

（２）審査の方法

本件に係る設置事業者を選定するにあたり、提案書等を公正に審査し、設置予定事業者の優先順位を審議するため、「川口市都市公園自動販売機設置事業者選定委員会」を設置する。

（３）決定時期及び公表

①決定事業者公表日

令和９年１月下旬～２月中旬予定

②決定通知の方法及び公表

決定通知は、全ての提案者に書面にて通知する。結果については川口市の管理する公式ホームページ上に公表する。

（４）決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は設置予定事業者としての決定を取り消すものとする。

・不正行為や虚偽の申請

・募集に関する規定等の違反

・社会的信用を損なう行為等により、設置事業者としてふさわしくないと判断したとき

６　質問方法

（1）質問方法及び受付期間

質問は、令和８年１１月２日（月）～令和８年１１月１３日（金）の間に、質問（様式３号）の様式を使用し、E-mail にて提出すること。

E-mail　120.07000@city.kawaguchi.saitama.jp

※受付期間や様式によらない質問は一切受け付けない。ただし、応募手続き等事務手続きに関する質問に関してはこの限りではない。

（2）質問への回答

質問事項及び回答は、取りまとめて令和８年１１月２０日（金）に川口市のホームページに掲載する。

７　その他

・使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とする。

・設置予定業者は災害時飲料提供型自動販売機に関する覚書（様式４号）を市と取り交わすこと。

・使用許可期間中の、天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、火災等）、人災（戦争、テロ、暴動等）及び施設の休止、廃止等、自動販売機設置の継続が困難な場合において、いかなる理由であろうと市に対して損害賠償その他一切の請求はできないものとする。